

介護予防・日常生活支援総合事業

みなし指定事業所の指定更新事務について

(平成29年9月11日)

芦屋市福祉部社会福祉課管理係

目 次

1	みなし指定事業所の更新申請事務	1
	総合事業のみなし指定	1
	更新の対象となるみなし指定事業所	1
	指定の更新を受けない場合	1
2	更新申請の受付	2
	芦屋市における対象事業所数	2
	更新申請の受付時期	2
3	指定の有効期間と更新通知	4
	指定の有効期間	4
	有効期間の設定の考え方	4
	指定更新の通知	4
4	更新申請の手続	5
	更新申請に必要な書類	5
	指定更新申請書類等について	5
	指定更新申請書類等の作成上の留意点	5
	指定更新申請書類等の提出方法	8
5	届出事項に変更が生じた場合	9
	変更届の提出	9
	介護予防サービスに関する届出	9
6	その他注意事項	10
	他市町村への更新申請	10
	「休止」状態にある事業所	10
	指定更新申請事業所一覧	11

1 みなし指定事業所の更新申請事務

総合事業のみなし指定

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第82号）附則第13条において、介護保険法上の総合事業の施行日である平成27年3月31日において、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、総合事業の訪問型サービス（第1号訪問事業）又は通所型サービス（第1号通所介護事業）の指定を受けたものとみなすことと規定されています。（みなし指定）

- 総合事業のみなし指定事業所は、全国すべての市町村の総合事業の指定を受けたものとして取り扱われる。（平成30年3月31日まで）
- ただし、この規定は3年間の期限が設けられていることから、平成30年4月1日以降、継続して総合事業によるサービスを提供する場合には、芦屋市はもちろんのこと、実施しようとする市町村で指定の更新を行う必要がある。

更新の対象となるみなし指定事業所

平成27年3月31日までに指定を受けた、以下の事業が対象となる。

- 介護予防訪問介護事業所
- 介護予防通所介護事業所

指定の更新を受けない場合

平成30年3月31日までに指定の更新手続を行わない場合は、上記のみなし指定の効力は失効します。

平成30年4月1日以降に申請する場合は、「新規申請」の取扱いとなります。

2 更新申請の受付

芦屋市における対象事業所数

現時点で、指定更新の対象となっている事業所数は下表のとおりです。

【指定更新対象事業者数】

	市内	市外	合計
訪問介護	31	22	53
通所介護	19	24	43
合計	50	46	96

※上記は、休止の事業所を含む。

※通所事業は「地域密着型通所介護」へ移行した事業所を含む。

※市内事業所は県データ(H29.5)、市外事業所は請求データ(H29.4~5)。市外事業所は増加する可能性あり。

更新申請の受付時期

平成30年3月31日までの間に、上記の対象事業者の更新事務を完了させることから、スムーズな更新を実施するため、以下のとおり、更新受付月の振り分けを行います。

【振り分けの考え方】

- 平成29年10月から開始し、平成30年1月末までを目途に申請し、全てのみなし指定事業所の指定更新を2月末に完了させる。
- そのため、事業所ごとに申請月を指定する。(事業者への協力要請)

【申請時期の設定】

- 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定期間の長い事業所から更新申請を行う。
- 同一法人で複数の事業を実施している場合には、同時期に申請する。
- 市外事業所は年内での申請を勧奨する。

【月別申請件数】

	10月	11月	12月	1月	合計
訪問介護	8	8	8	7	31
通所介護	6	6	5	2	19

【月別の提出締切日】

申請月	提出締切日
10月	10月31日(火)
11月	11月30日(木)
12月	12月28日(木)
1月	1月31日(水)

【事業所ごとの申請月】

- 別添「指定更新申請事業所一覧」参照 P. 11

3 指定の有効期間と更新通知

指定の有効期間

事業所の指定有効期間の設定は、介護保険法では、市長が定める期間としており、本市における標準的な指定有効期間は「6年間」と定めています。

ただし、みなし指定事業所の有効期間の設定については、特例として、居宅サービスである訪問介護・通所介護，地域密着型サービスである地域密着型通所介護の指定有効期間の満了日とします。

有効期間の設定の考え方

上記の特例に関する考え方は次のとおり。

- みなし指定事業所が指定を受けている訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護（第1号事業と同一の事業所において一体的に運営される場合に限る。）に係る指定期間の満了する日までの期間
- ただし，当該期間で1年に満たない場合には，当該期間に6年を加えた期間

（例1）居宅サービス（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護）の指定有効期間が平成32年7月14日の場合

指定有効期間：平成30年4月1日～32年7月14日

（例2）上記で指定有効期間が平成31年1月31日の場合

指定有効期間：平成30年4月1日～37年1月31日

指定更新の通知

本市では，更新申請を受理後，申請書の補正等が生じた場合を除き，標準的な処理期間として1ヶ月を想定しています。

4 更新申請の手続

更新申請に必要な書類

今回の申請は、法の定めるところ「更新」の取扱いであるものの、本市に対して指定関係書類を提出することが実質的に初回であることから、新規申請相当の書類を提出いただくこととして、添付書類の省略は行いません。

指定更新申請書類等について

別冊「みなし指定事業所の指定更新申請 様式集」を参照してください。

指定更新申請書類等の作成上の留意点

(1) 申請の単位

事業者の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。そのため、申請書は、事業所ごと、サービスの種類ごとに提出してください。

(例) 総合事業による第1号訪問事業(予防専門型訪問サービス)・第1号通所事業(予防専門型通所サービス)を申請する場合は、
予防専門型訪問サービスと予防専門型通所サービスでそれぞれ1通

(2) 指定更新申請書及び付表(提出書類一覧のNO.1~3)

別添「記載例」にそって作成してください。

特に、記載事項と登記事項証明書の内容が一致しない、運営規程等と内容が一致しないなどの記載誤りにご注意ください。

(3) 運営規程(提出書類一覧のNO.4)

別添「参考例」をお示ししますが、あくまで例示です。実際の体裁等は、事業所の実情

に応じて作成してください。

既にみなし指定によるサービスを提供している事業所にあつては、現在掲示の運営規程を提出してください。なお、記載事項に不備（総合事業の記載がないなど）がある場合には、修正の上、提出してください。

(4) 利用契約書・重要事項説明書（提出書類一覧の NO. 5）

別添「参考例」をお示ししますが、あくまで例示です。実際の体裁等は、事業所の実情に応じて作成してください。

既にみなし指定によるサービスを提供している場合にあつては、利用者に交付した利用契約書及び重要事項説明書を提出してください。

なお、制度移行に際して、変更点のみを記載した「覚書」等の様式による提出は不可です。あくまで、「参考例」相当の契約書・重要事項説明書を提出してください。

(5) 非常災害等に対する具体的な計画書（提出書類一覧の NO. 6）

ここでいう非常災害等とは、

- ・火災・風水害・地震等対策マニュアル（計画書）
- ・感染対策マニュアル（計画書）

を指します。事業所で作成のマニュアル等を提出してください。

(6) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（提出書類一覧の NO. 7）

従業者の資格者証、修了証等の写し（提出書類一覧の NO. 8）

生活相談員の経歴書（提出書類一覧の NO. 9）

経歴書（管理者・サービス提供責任者）（提出書類一覧の NO. 11）

現時点での体制で記載してください。

この取扱いは、添付する従業者の資格者証、修了証等の写しのほか、生活相談員の経歴書、管理者及びサービス提供責任者の経歴書についても同様です。

(7) サービス提供実施単位一覧表（提出書類一覧の NO. 13）

現時点での体制で記載してください。

(8) 設備・備品等一覧表（提出書類一覧の NO. 14）

設備に関する基準に定める，事業を実施するにあたり備えておくべき備品等について記載してください。

なお，介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定申請時に提出した資料に変更がない場合は，当該資料のコピーでも可。

(9) 平面図・写真方向図・写真（カラー）（提出書類一覧の NO. 15）

事業所の平面図を提出してください。平面図が整備されていない事業所にあつては，別添様式を活用してください。

なお，介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定申請時に提出した資料に変更がない場合は，当該資料のコピーでも可。

添付する写真についてはカラーを推奨しますが，印刷機等の設備状況からカラー印刷が困難な場合はモノクロでも可。

（写真で必要な箇所）

外観，玄関，食堂・機能訓練室，静養室，相談室，事務室，浴室，トイレ等

(10) 申請者の定款等（提出書類一覧の NO. 16）

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は，平成30年3月31日まで実施する可能性があるため，それまでは記載が必要です。

「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業」は第1号訪問事業（予防専門型訪問サービス）が，「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」は第1号通所事業（予防専門型通所サービス）が含まれますので，既に定款に記載がある場合は，変更の必要はありません。

（法人の定款記載例）

- ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護保険法に基づく第1号事業
- ・介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ・介護保険法に基づく第1号通所事業

なお，いまだ定款等の変更を行っていない事業者で，当該定款を変更するにあたって所

要の期間を要する場合には、定款を変更する旨の誓約書（様式自由）を添付してください。

(11) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

（提出書類一覧の NO. 21）

介護職員処遇改善加算届出書（提出書類一覧の NO. 22）

兵庫県（芦屋健康福祉事務所）に提出した届出書等の写しを提出してください。

なお、今年度、介護報酬の改定が予定されており、現時点でその概要が示されていないことから、加算要件等の改正や新たな加算が創設された場合、別途、加算に関する届出を追加でお願いすることがあり得ることをご理解ください。

(12) 居宅サービス事業所（訪問介護・通所介護）の指定通知書の写し

（提出書類一覧の NO. 23）

事業所番号や付与する指定有効期間の確認のため、居宅サービス事業所（訪問介護・通所介護）の指定通知書の写しを提出してください。

なお、地域密着型通所介護事業所は提出不要です。

指定更新申請書類等の提出方法

●提出方法 持参又は郵送

●提出期限 下表のとおり（再掲）

申請月	提出締切日
10月	10月31日（火）
11月	11月30日（木）
12月	12月28日（木）
1月	1月31日（水）

●提出先 芦屋市福祉部社会福祉課管理係（市役所南館1階⑬番窓口）
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
TEL：0797-38-2153／FAX：0797-38-2160

5 届出事項に変更が生じた場合

変更届の提出

更新申請の届出事項に変更が生じた場合には、「変更届」を提出してください。

ただし、申請後、決定通知が届くまでの間に生じた変更内容については、「変更届」のほか、別途、申請書類等の補正・差し替えが必要となりますので、社会福祉課までご相談ください。

介護予防サービスに関する届出

平成30年3月31日までは、みなし指定事業所として事業を実施するため、この間に変更が生じた場合は、総合事業のほか、介護予防サービス事業所として兵庫県（芦屋健康福祉事務所）への届出も必要です。

ただし、平成30年3月31日までの間の変更分に限り、本市から、兵庫県（芦屋健康福祉事務所）へ変更内容を届け出します。（芦屋市から兵庫県への進達）

変更届に関する様式は、兵庫県の定める兵庫県知事（県民局長）宛ての変更届を用いて、芦屋市へ提出してください。（別冊「みなし指定事業所の指定更新申請 様式集」参照）

- 芦屋市 ⇒ 総合事業による変更を登録（登録後、兵庫県へ進達）
- 兵庫県 ⇒ 介護予防サービスによる変更を登録

この取扱いは、あくまで芦屋市域所在の事業所に対する平成30年3月31日までの適用事項であり、芦屋市外の事業所の取扱いは、別途、利用者の所在地域の市町村へ確認してください。（平成30年4月以降は、総合事業による「変更届」が必要です。）

また、居宅サービス（訪問介護・通所介護）に変更が生じた場合には、従来通り、兵庫県（芦屋健康福祉事務所）へ届出をお願いします。

6 その他注意事項

■ 他市町村への更新申請

今回の説明会でお示しした内容は、あくまで、芦屋市における取扱いです。

総合事業の指定更新手続は、各市町村でその取扱いを定めることから、他市町村の被保険者に対して介護予防サービスを提供している場合には、必ず、当該被保険者の市町村へ確認の上、その指示事項に基づき、更新手続を進めてください。

特に、今まで兵庫県への届出で完了していたものが、市町村ごとへの届出に改正されたことで、事業所によっては、所在地域の市町村のみに届出を行い、他市町村への届出が漏れるといった事態が、各市町村でも課題となっています。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、平成30年3月31日で終了します。平成30年4月1日以降も、要支援者に対する総合事業によるサービス提供を実施する場合には、実施しようとする市町村で更新申請を完了させるよう、ご注意ください。

■ 「休止」状態にある事業所

介護予防訪問介護・介護予防通所介護で「休止」の届出をしている場合であっても、平成30年3月31日までは、総合事業の指定を受けたものとみなされます。

平成30年4月1日以降に、総合事業によるサービスを提供される場合には、総合事業による更新申請を行う必要があります。

ただし、介護保険法上、事業所の指定更新を行うにあたっては、総合事業の実施が可能な体制が伴っておく必要があります。

「休止」の届出をされている事業所にあつては、平成30年4月1日以降、総合事業によるサービスを提供される考えで更新申請を行う場合にあつては、みなし指定の根拠となる介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「再開」されていない（される予定でない）場合には、本市としても指定更新できないこととなることにご注意ください。

指定更新申請事業所一覧

no	サービス種別	事業所名	申請月	提出締切日
1	介護予防訪問介護	地域福祉センター「ハーブあしや」	10月	10月31日(火)
2		ニチイケアセンター芦屋		
3		あしや聖徳園ホームヘルパーステーション		
4		訪問介護事業所エルホーム芦屋		
5		一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社訪問介護事業所		
6		ケアコミュニケーションズ芦屋		
7		アメリカンメイドサービス訪問介護事務所		
8		介護サービスフォーユー		
9		にこにこ介護	11月	11月30日(木)
10		在宅ケアサービス ソラスト芦屋		
11		月の子在宅介護ステーション		
12		マストケアセンター芦屋		
13		ポピンズシルバーサービス		
14		芙蓉合同会社		
15		介護支援センターあゆみ		
16		株式会社ともケアセンター	12月	12月28日(木)
17		訪問介護ステーションレモン		
18		ロジケアあしや		
19		なでしこケアセンター		
20		社会福祉法人明倫福祉会ヘルパーステーションあしや		
21		株式会社ケアセンターノエル		
22		らっかす		
23		ゆりかご介護サービス	1月	1月31日(水)
24		サポートケアなごみ		
25		アクティブライフ山芦屋		
26		シティインデックスホスピタリティ芦屋訪問介護事業所		
27		メイプル		
28		訪問介護ちやいむ		
29		株式会社スマイル		
30		まごころヘルパーステーション		
31		訪問介護事業所CO-COLOスタッフサービス		

1	介護予防通所介護	地域福祉センター「ハーブあしや」	10月	10月31日(火)
2		指定通所介護事業所「エルホーム芦屋」		
3		あしや聖徳園デイサービスセンター		
4		芦屋市立三条デイサービスセンター		
5		デイサービスセンターサフラン		
6		あしや聖徳園春日デイサービスセンター	11月	11月30日(木)
7		リフレデイサービス		
8		デイサービスセンター「フェニックス芦屋」		
9		アクティブライフ山芦屋		
10		エビス・リハビリデイサービス	12月	12月28日(木)
11		ゆいライトフィットネスデイサービス		
12		デイサービス京(みやこ)		
13		いちよしデイサービス		
14		ゆ〜ハート	1月	1月31日(水)
15		デイサービス陽光苑		
16		ポピンズ芦屋サロン デイサービス		
17		樹楽 芦屋		
18		芦屋ブーケの里デイサービスセンター		
19		ベストエイジング芦屋		